

新発田市子育て応援誌「きらきら」官民協働発行业 仕様書

1 件名

新発田市子育て応援誌「きらきら」官民協働発行业

2 発行形態

発行主体は協働発行业者（以下「事業者」という）とし、市は編集協力という位置づけとする。

3 発行時期

毎年3月末（予定）

4 冊子の仕様等

- (1) 名称 新発田市子育て応援誌「きらきら」
- (2) 発行部数 3,000部に事業者の提案配布先分を加えた部数
- (3) ページ数 60～70ページ程度（表紙含む。広告は全紙面の3割以内とすること。）
- (4) 規格 A4判たて型、無線綴じ、横書き、左開き
- (5) 刷り色 フルカラー（4色刷り）

5 掲載内容等

- (1) 子育て世帯に対し、新発田市の子育て情報を総合的にわかりやすく伝え、必要な情報を検索しやすい冊子とするとともに、新発田市の子育てのしやすさを新発田市内外の子育て世帯にPRする内容とすること。
- (2) 「令和7年度版新発田市子育て応援誌きらきら」に掲載している行政情報を漏れなく掲載するとともに、市から提供する最新の情報に更新すること。
- (3) 子育て関連施設を掲載したマップ
- (4) 「新発田市子育て応援アプリ」活用への誘導、アプリ（LINE 等）の活用を促す掲載内容とすること。
- (5) 写真やイラスト等を効果的に用い、子育て世帯にとって親しみやすく、「手元に置きたい」「使い続けたい」と感じるようなデザインの冊子とすること。
- (6) 表紙に「新発田市子育て応援キャラクター」のイラストを使用すること。
- (7) 広告

6 広告

- (1) 広告は新発田市子育て応援誌「きらきら」に掲載することができる。
- (2) 広告主の募集・広告の製作は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属する。
- (3) 掲載できる広告の業種や内容の範囲については、「新発田市広告掲載要綱」および「新発田市広告掲載基準」の規定を遵守するとともに、医業等に関係する広告については、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（厚生労働省）を遵守する。

- (4) 掲載する広告の内容等については、市が広告掲載前に審査を行うものとする。
- (5) 市は、広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業にかかる経費は事業者の負担とする。
- (6) 掲載面、掲載位置等については、市と協議した上で決定すること。
- (7) 広告欄には、必ず広告である旨を表示すること。
- (8) 事業者は、広告掲載に当たり、市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと。

7 経費

市は新発田市子育て応援誌「きらきら」の発行にかかる一切の費用を負担しない。

原稿編集、印刷、製本、納入・配布等、発行に要する一切の費用は、事業者が集める広告による収入で賄うものとする。

8 業務内容

本事業における業務分担は以下のとおりとする。ただし製作に当たっては、子育て情報ページ以外も含め、市と事業者が事前に協議のうえ行う。(前年度の冊子およびPDF データは、こども課より提供する。)

なお、協定締結期間内で必要と認められる場合、発行主体に過重な負担とならない範囲で一部を変更することがある。

項目	内容	新発田市	事業者
編集	全体企画	○	○
	原稿の提供	○	
	原稿の編集、コラム等の作成 (デザイン・レイアウト等)		○
	原稿の校正、チェック (最低3回、Webによる校正ができること)	○	○
広告営業	広告募集活動		○
	広告の審査	○	
	広告制作		○
	代金回収		○
印刷・製本	印刷・製本作業		○
納品	完成品の検品	○	
配送・配布	配送・配布	○	

※市からの原稿の提供は、Word やExcel などの電子データのほか、手書きの原稿となる場合もあることから、新規で電子データの作成を依頼する場合もある。

9 納入、配布

(1) 納入物

- ① 子育て応援誌「きらきら」 冊子
- ② 子育て応援誌「きらきら」の子育て情報ページの電子データ
 - ・PDFファイル（広告が掲載されている場合は、広告部分を除く）
 - ・文字情報のみを抽出したテキストファイル（広告が掲載されている場合は、広告部分を除く）
- ③ 子育て応援誌「きらきら」 インターネット版
 - ・冊子作成後速やかに事業所提案媒体で利用できるように事業者が公開する。

(2) 納入場所

- ・こども課
- ・事業者提案配布先

10 著作権

- (1) 市が事業者を提供する子育て情報に基づき作成された内容は、市に著作権が帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等行う場合はあらかじめ市の許可を得るものとする。
- (2) 本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。
なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者はその一切の責任を負うこと。

11 発行に関する責任

- (1) 子育て応援誌「きらきら」の発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、市および事業者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、事業者が 集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、事業者または広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) 事業者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状況が生じた場合は、速やかに市に文書で報告するとともに、子育て応援誌「きらきら」を回収し、代替の子育て応援誌「きらきら」を市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。
- (3) 子育て応援誌「きらきら」の納品後に生じた事情により、市が子育て応援誌「きらきら」の使用について不適当と認めたときは、使用を取りやめるものとする。

12 その他

- (1) 子育て応援誌「きらきら」の形状、色、仕様等については、事前に市と十分に協議すること。
- (2) 本事業に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として事業者が代行すること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については、事業者の負担とすること。
- (3) 本事業の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のな

い事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。

13 評価

本仕様書に係る業務終了後、その業務についての業務評価を行うものとする。